

区分所有法制の改正に関する中間試案 に関する意見募集

法制審議会区分所有法制部会では、第9回会議（令和5年6月8日開催）において、「区分所有法制の改正に関する中間試案」を取りまとめました。

法務省民事局参事官室では、この中間試案を公表して、広く皆様の御意見を募集する手続を実施することとしました。また、この意見募集に際し、中間試案の内容を御理解いただく一助とする趣旨で、より詳細な説明を加える「区分所有法制の改正に関する中間試案の補足説明」を作成し、公表しますので、これらも併せてお読みいただければ幸いです。

この中間試案は、これまでの審議結果を取りまとめたものであって、確定的な案を示すものではありません。今回の意見募集の結果を踏まえた今後の審議において、更に検討を深めて成案を得ていくことが予定されているものです。

なお、寄せられた御意見については、当室において取りまとめた上、今後の法制審議会区分所有法制部会の審議の参考にさせていただきますが、提出された方の氏名（法人その他の団体においては、名称）、御意見の内容等を公開する可能性があること及び個々の御意見に直接回答することはないことをあらかじめ御了承願います。

意見募集要領

1 意見募集期間

令和5年7月3日（月）～令和5年9月3日（日）

2 意見送付要領

パブリックコメントの意見提出フォーム、電子メール又は郵送のいずれかの方法により意見募集期間の最終日必着で送付してください。

御意見を頂く際には、住所（市区町村までで結構です。）、氏名、年齢、性別及び職業を記入の上（差し支えがあれば、一部の記載を省略しても構いません。）、どの項目に対する御意見か（例えば「第2の1について」など）を必ず明示するようにしてください。

また、各項目について長文の御意見を提出される場合には、集約作業の正確性を期す必要がありますので、御意見の本文とともに、その要旨を各項目の冒頭等に付記していただきますようお願いいたします。

なお、電話による御意見には対応することができません。

3 宛先

法務省民事局参事官室

・ 郵送：〒100-8977

東京都千代田区霞が関一丁目1番1号

- ・電子メール：minji219@i.moj.go.jp

4 問い合わせ先

法務省民事局参事官室

TEL：03-3580-4111（内線2463）